

工事中の建築物の仮使用に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の6の規定に基づき工事中の建築物を仮使用する場合（以下「建築物の仮使用時」という。）の防火安全対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(消防用設備等の機能の確保)

第2 建築物の仮使用時には、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく消防用設備等又は特殊消火設備等（以下、「消防用設備等」という。）を設置し、及び維持するものとする。この場合において、施工上やむを得ずその機能を停止するときは、工事内容等の状況に応じ、次に掲げる必要な措置を講じるものとする。

- (1) 機能を停止する消防用設備等の種類、停止する時間及び停止する部分は、必要最少限度とすること。
- (2) 自動火災報知設備、非常警報設備及び誘導灯の機能の確保に支障が生じる場合は、仮設工事により仮使用部分の当該機能を確保すること。
- (3) 消火器、非常警報器具、避難器具及び誘導標識の機能の確保に支障が生じる場合は、当該機能が確保できる場所に移設すること。
- (4) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の機能を停止する場合は、消火器等を増強すること。
- (5) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等、連結散水設備及び連結送水管の機能を停止する場合は、大型消火器又は屋内消火栓設備のホースを増加する等、他の消火設備を強化すること。
- (6) 消防用設備等の機能を停止させる工事は、営業時間等以外の時間に行うこと。ただし、ホテル、病院等のように営業時間が24時間であるものにあつては昼間に工事すること。

(防火管理及び避難管理)

第3 建築物の仮使用時には、次に掲げる防火管理及び避難管理を行うものとする。

- (1) 法第8条及び第8条の2の規定に基づき防火管理者又は統括防火責任者を定めるとともに、工事中に使用する防火対象物としての消防計画を作成すること。
- (2) 工事施工部分の各種作業に対しては、豊田市火災予防条例（昭和48年条例第51号）第28条の規定に基づき適切な火災予防措置を講ずること。
- (3) 工事施工部分に持ち込む可燃物及び危険物は最小限度とし、適切に取扱うこと。
- (4) 工事中シートは、防炎性能を有するものを使用すること。
- (5) 工事施工部分の整理・整頓を徹底すること。
- (6) 仮使用部分には、避難上有効な措置を施すこと。
- (7) 巡回の回数を増す等、監視体制を強化すること。

(防火区画等)

第4 建築物の仮使用時の防火区画等については、次のとおりとする。

- (1) 仮使用部分とその他の部分は、防火構造又は不燃材料の壁若しくは床で区画し、区画の開口部には常時閉鎖している防火戸を設けるものとする。

(2) 内装制限を要する防火対象物のうち、テナントの決定後に内装仕上げ等を行うものについても、可能な限り建物全体について安全上、防火上及び避難上支障のないものとする。

(現場検査)

第5 仮使用部分については、仮使用前に建築物同意事務等取扱要綱（昭和58年4月1日施行）第6条及び第10条の規定に準じて現場検査をするものとする。

(特例措置)

第6 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の16の規定に基づく仮使用認定申請書又は同規則第11条の2の規定に基づく安全上の措置等に関する計画届を受理した防火対象物については、工事中の防火対象物の消防計画に関する取扱要領（平成11年4月1日運用）に基づく工事中における消防計画の届出がなされたものとみなす。

附 則

この基準は、平成3年4月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。